

小 下 審 第 1 号
令和7年4月30日

小川町上下水道事業
小川町長 島田 康弘 様

小川町下水道事業審議会
会 長 松岡 良治



下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について（答申）

令和6年11月26日付け小水第131640号で諮問のあった下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について、当審議会で審議を行った結果を別紙のとおり答申します。

別紙

1 使用料改定の必要性について

小川町の下水道事業は、公共下水道事業では平成11年、農業集落排水事業では平成9年の共用開始以来、消費税率改正による改定を除き使用料の改定は行っておらず、この間、令和2年4月に地方公営企業法の全部適用により公営企業会計を導入し経営の見える化を図るとともに、公共下水道区域の見直しや農業集落排水処理施設の統廃合などの経費削減等の取り組みにより現在の使用料体系を維持してきた。

しかし、現行の使用料収入では汚水処理に係る経費を賄うことができておらず、町税を財源とする一般会計からの繰入金を受けることによって経営を維持しており、今後においては、人口減少や節水機器の普及による使用料収入の減少に加え、公共下水道事業においては流域下水道維持管理負担金単価の上昇が予定されるなど、より一層厳しい財政状況が見込まれる。

こうした状況を鑑み、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、事業の円滑な運営と健全な経営を実現していくためには、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに使用料の改定が必要であると考えます。

2 改定率について

令和6年10月に改定を行った経営戦略を基にした収支予測では、一般会計からの基準外繰入金を段階的に削減しつつ現行の使用料を維持した場合、将来において資金が不足する見通しとなった。これを踏まえ、安定した事業運営と健全な経営を目指しつつ、一方で、使用者の急激な負担増にも配慮すると、両事業ともに約25%の使用料改定が妥当と判断した。

3 使用料体系及び使用料表について

公共下水道事業の使用料体系については、汚水排水量に応じて使用料を算定する従量制を採用しており、10m³までの基本使用料と8段階の超過使用料を併用している。今回の使用料改定では、使用者負担の公平性の観点から全ての使用者が公平に負担増を担うこととし、基本使用料単価と超過使用料単価を一律で改定することが適当である。

農業集落排水事業の使用料体系については、汚水排水量に関わらず世帯人員等に応じて使用料を算定する人数割制を採用しているが、この算定方法では使用実態が適正に使用料として算定されにくいという課題があるため、徐々に従量制へ移行する団体が増加している。当町においても、より公平性の高い従量制を採用している公共下水道事業と同様の使用料体系へと移行した後、基本使用料単価と超過使用料単価を一律で改定することが適当である。

以上のことを踏まえた両事業の使用料体系の改定案については、表1のとおりとする。

4 使用料の改定実施時期について

使用者への周知期間や市野川流域下水道維持管理負担金の改定時期等を考慮し、令和8年4月1日に行うことが適当である。

5 附帯意見について

(1) 継続した経営健全化の取組み

公共下水道への接続率向上などによる収入確保や経費の縮減などの事業の一層の効率的な運営により、経営の安定化に努めること。

(2) 経営戦略の改定時期に合わせた、定期的な使用料の見直し

公共下水道事業、農業集落排水事業ともに供用開始から使用料改定を一度も行っていないため、今後においては、経営戦略の改定時期に合わせ定期的な使用料の見直しの検討を行うこと。

(3) 町民（使用者）への周知、丁寧な説明

使用料改定は住民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいことから、十分な周知期間を設け、事前に使用者に周知し、理解を得られるよう丁寧な説明を行うこと。

表 1 小川町下水道使用料金表
(公共下水道事業及び農業集落排水事業)

(1 か月あたり、税抜き)

区分	汚水量	現行	改定案	改定率
基本料金	10 立法メートルまで	952 円 50 銭	1,190 円	24.9%
従量使用料 (1 立法メートルにつき)	10 立法メートルを超え 20 立法メートルまで	123 円 80 銭	150 円	21.2%
	20 立法メートルを超え 30 立法メートルまで	142 円 90 銭	180 円	26.0%
	30 立法メートルを超え 50 立法メートルまで	161 円 90 銭	200 円	23.5%
	50 立法メートルを超え 100 立法メートルまで	180 円 95 銭	230 円	27.1%
	100 立法メートルを超え 200 立法メートルまで	200 円	250 円	25.0%
	200 立法メートルを超え 400 立法メートルまで	219 円 5 銭	270 円	23.0%
	400 立法メートルを超え 600 立法メートルまで	238 円 10 銭	300 円	26.0%
	600 立法メートルを超える分	257 円 15 銭	320 円	24.4%

小川町下水道事業審議会 委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名
会 長	松岡 良治
副会長	石塚 守
委 員	寫田 勝明
委 員	大戸 玲子
委 員	川品 健
委 員	森 清臣
委 員	加藤 正見
委 員	清水 信
委 員	塚越 照夫
委 員	田中 稔
委 員	榎澤 昌行
委 員	柴崎 実
委 員	宮澤 一浩
委 員	数井 俊一
委 員	福田 一夫
委 員	樺澤 昭

審議経過

	開催日時・場所	審議事項等
令和6年度 第1回	令和6年8月22日 午前10時から 小川町民会館 1階講座室2・3	・小川町下水道事業の概要 ・小川町下水道事業経営戦略について
第2回	令和6年11月26日 午前10時から 小川町民会館 1階講座室2・3	・小川町下水道事業経営戦略の改定について ・諮問書の受理 ・下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定についての説明と審議
第3回	令和7年3月18日 午前10時から 小川町民会館 2階会議室5	・下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定（案）について ・答申（案）の検討